

令和7年度 学校経営方針

海老名市立杉久保小学校

◆学校教育目標

【自立・夢を拓く人】
「豊かな心」「深める学び」「健やかな体」
「社会とのふれあい」

◆めざす学校像

杉の子だれもがかけがえのないひとり
～インクルーシブな学校づくりに向けて～
○心が通い合い、笑顔あふれる学校
○誰もが安心して自ら学び、共に育つ学校

◆重点目標

自分で考え、判断、行動し、ともに伸びる杉の子の育成

◆重点をふまえた具体的な取組

人権教育の充実

これからの社会の中でより良く生きる基盤として、人の痛みがわかり、互いの立場を尊重し支え合うことが重要です。そのため、特別の教科「道徳」の時間を要として、教育活動全体をとおして人権教育の充実を図ります。教職員一人ひとりが、常に人権感覚の向上に努めるとともに、「自分事」としてとらえ、自分も他者も大切にする子どもを育成します。また、いじめや差別は絶対に許さないという学校・学級づくりに努める一方で、いじめや差別はどの学級に起こりえるという認識に立って、日常の指導にあたります。

「わかる授業」づくり

基礎・基本の定着を図るために、「わかる授業」を推進します。また、子どもたちの主体的・対話的で深い学びを実現するために、身につけさせたい力を明確にし、子どもがその力を身につけられるよう適切な単元を構成します。学習のゴールについて見通しを示すとともに、習得した知識及び技能を活用して課題解決を図り、話し合ったり、発表したりするような自分の考えを発信する活動を取り入れた学習プロセスを工夫します。さらに、子ども自身が学んできた過程を振り返る機会を設定し、次の学習に向けての意欲を高められるよう支援します。

いのちを守る健康教育・安全教育の推進

進んで運動に親しむ資質や能力を身につけ、心身を鍛えられるようにするため、教育活動全体で体育・健康に関する指導を充実させます。教育活動を実施していく際、「安全」は何よりも優先すべき絶対条件です。そのため、食育の推進や安全に関する指導などを通して、日常生活における健康・安全への実践意欲を育みます。同時に、家庭や地域との連携・協力を図ります。

【豊かな心】

豊かな人間性の育成

「いのち」を大切にする心、互いを思いやる心、規範意識など、児童一人ひとりの豊かな人間性を育成します。



1 人権教育の充実（重点的な取組）

人権尊重の理念である「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」が、児童の態度や行動に現れるようになるよう、教科等指導、児童指導、学級経営など、学校教育のあらゆる場面で人権教育を推進します。

2 支援教育の充実

子どもたちの抱える課題の要因は重複化・複雑化しており、さらに教育的ニーズも多様化しています。「支援教育」の対象は、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもたちです。子どもたちの抱える多様な教育的ニーズに適切に対応するために、教育相談コーディネーターを軸として、チームで相談や支援を進めていくなど、支援教育の充実を図ります。

3 道徳教育の充実

各教科等と密接な関連を図りながら、多様な学習方法を工夫し、道徳教育の要となる道徳の時間の充実に向けて、授業改善を図ります。その際、「考え、議論する道徳」へ、量、質ともに転換することを意識します。



4 インクルーシブな学校づくりへ

共生社会の実現に向け、すべての子どもができるだけ同じ場で共に学び共に育つための環境づくりを進めていきます。また、障がいのあるなしにかかわらず、集団の中で互いに理解しながら、社会性・思いやりの心を育みます。

5 学校行事等における体験・経験活動の充実

多様な体験活動や学校行事を通して、道徳的心情を豊かにし、正しい判断力と実践力を培い、集団の中で自分の個性を生かせる力を育てます。

6 いじめをしない、させない、許さない

いじめが小さなうちに気づき、早期に指導をすることが最も重要です。「いじめは必ずある」という前提のもと、的確な児童理解に努めるとともに、学級経営を行います。また、指導後には、安易にいじめが解消したと考えることなく、丁寧に経過観察することが大切です。

【深める学び】

確かな学力の育成

学習指導要領及び本校の教育課程全体のねらいを理解し、各教科等を通じて子どもたちに育成する資質・能力を明確にしたうえで、計画的かつ効果的に日々の授業実践に取り組みます。



1 基礎基本の定着

「確かな学力」を育むためには、知識・技能及び思考力・判断力・表現力、学びに向かう力や人間性等をバランスよく育成し、養っていくことが重要です。適切な教材の開発や指導方法の工夫・改善に努めるとともに、児童一人ひとりに応じた学習の在り方について、教職員が共通理解を図ったうえで、家庭と連携・協働に努めます。

2 「わかる授業」づくり（重点的な取組）

子どもたちが「学ぶ楽しさ」を実感できるような教材・教具、発問・板書などの指導方法の工夫・改善等、教職員の創意や工夫が効果的に生かされるよう校内研修を充実させるとともに、教職員が学び続ける姿勢を継続し、不断の授業改善に努めます。

3 実感を伴う理解

子どもの学びは、自らの生活と結びつき、その具体的な体験を通して理解を深めるとともに、学んだことを自らの生活に生かしていくことができるようにしていくことが大切です。そのための授業の在り方の工夫や、ICTの効果的な活用を図ります。学校においては、自然の宝庫である教育資源「こどもの森」を通して、五感をはたらかせ、主体的な学びを促します。

4 思考を伴う言語活動

ことばを通して自分の思いや考えを伝えるためには、相手意識、目的意識をもって、より良い伝わり方を考えながら行うことが重要です。さらには、このように学びを通してことばによるコミュニケーションを図ることにより、双方向に互いの思いや考えをよりよく伝え合い、関係性をつくっていきけるように支援します。

5 学習環境の最適化

①教室内の物の置き場所を決める。②机上（授業中）や机の中のしまい方を決める。③1日の予定を常時確認できるようにする。④朝の会や帰りの会、日直の仕事等、ルールを明確にする。⑤黒板周り（教室前面）は、すっきりさせる。⑥既習事項や前時の学習内容は、教室側面等に掲示する。⑦子どもの作品は、教室背面に掲示するなど、効果的な学習環境について研究し、学びやすい学習環境の整備に努めます。

6 読書活動の推進

学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図ることで、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かします。また、児童の自主的・自発的な学習活動や読書活動を充実していきます。

7 学習習慣の定着

各教科の指導を工夫することは、子どもたちの学力の向上に有効です。また、家庭と連携して学習指導することは、子どもたちの学習習慣の定着に寄与し、間接的に学力の向上につながっていきます。家庭学習の習慣化については、各学年に応じた取組を考え、家庭学習の定着を図ります。

【健やかな体】

健やかな心身の育成

体力・運動能力の向上とともに、生活習慣の改善をめざし、家庭・地域等との連携を図り、教育活動全体で総合的な健康・体力づくりに努めます。

1 居場所づくり、やりがいづくり

日々の教育活動を通して、児童が安心でき、自己存在感や充実感を感じられる場所（学校・学級）をつくりだします。また、日々の授業や行事等において、すべての児童が活躍できる場面を実現していきます。



2 学校環境の最適化

児童が注目すべき情報に注目し、落ち着いて活動に取り組めるようにするためには環境整備が重要です。具体的には、整理整頓された環境をつくる（物理的な構造化）、教室の前面はできるだけシンプルにする（妨害刺激の撤去）、スケジュールを提示する（時間の構造化）など、学校環境の構造化を進めます。

3 体力、運動能力の向上

体力、運動能力の向上のためには、健康で活力ある生活習慣の確立が不可欠です。「健康3原則（食事・運動・休養及び睡眠）」を意識しながら、学校と家庭・地域が連携した取組を進めます。また、定期健康診断や新体力テスト等の結果を活用し、発達段階を考慮した体育・健康に関する指導を充実していきます。



4 いのちを守る安全、防災教育の推進（重点的な取組）

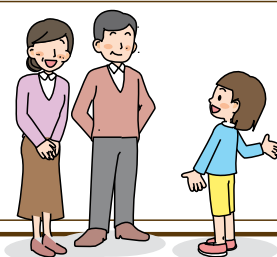
東日本大震災の教訓を踏まえ、子どもたちが自らのいのちを自らの力で守ることができるよう、学級活動、学校行事や各教科等で防災に関する知識を体験的に身につけ、意識を高められるよう、教育活動全般を通じた防災教育を計画的に推進します。また、校外での交通事故防止など、交通ルールの遵守やマナーの励行なども時機をとらえて指導します。



【社会とのふれあい】

地域とともにある学校づくり

「社会に開かれた教育課程」の理念に基づき、「地域とともにある学校づくり」を進め、学校運営や教育活動の改善・充実を図ります。



1 小中一貫教育の推進

大谷中学校区(杉久保小学校・大谷小学校・大谷中学校)では、平成 29 年度から小中一貫教育の取組を始めています。3 校が、同じ学校教育目標のもと、めざす子ども像を共有し、義務教育 9 年間を一貫した系統的な教育課程を編成し、それに基づいた教育活動を行っています。

平成 29 年度から令和元年度は「豊かな心」、令和 2 年度から令和 4 年度は「深める学び」について取り組んできました。令和 5 年度からは、「健やかな体」に重点を置いた取組を実施しています。

2 コミュニティ・スクール(学校運営協議会(以下 CS))の推進

学校運営に対して協議をする機関が CS で、以下の 3 点について協議します。

- 学校長が立案した学校運営の方針を承認する。
- 学校や地域の課題について話し合う。
- 学校や児童・生徒への支援について話し合う。

本校では、杉の子運動会、新体力テスト、3 年生の大豆等を CS 協力のもと実施しています。

3 学校応援団との連携

放課後学習支援(まなびっ子)や放課後居場所づくり支援(あそびっ子)の積極的な活用を推進します。また、えびなっ子スクールやこどもの森の整備の協力を推進します。

4 PTA との連携

PTA 本部と役員の方との連携を密に行います。PTA の活動は、ボランティアであることを十分理解した上で、PTA からの配付物や提出物なども提出期限などを守り、PTA の業務が円滑に進むよう協力します。

5 地域行事との連携

青少年健全育成協議会へは、本校と大谷中学校、大谷小学校から相談役として学校長が出席します。大谷中学校区では、地域行事として、神社での夏祭りと秋祭りなどを実施しています。地域行事は学校だよりでお知らせするとともに、子どもたちにも、地域行事への参加を積極的に促していきます。